

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、伊豆地域公共交通計画（以下「新計画」という。）の作成に関する協議、並びに、新計画並びに南伊豆・西伊豆地域公共交通網形成計画（平成28年3月策定）及び東伊豆・中伊豆地域公共交通網形成計画（平成30年3月策定）（以下「前計画」という。）の実施に係る連絡調整を行うことを目的とし、伊豆地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 新計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 新計画及び前計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 新計画及び前計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成及び委員)

第3条 協議会は、活性化再生法第6条第2項の規定に基づき、別表の構成欄に掲げる者をもって構成し、同表の委員欄に掲げる委員をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内で会長が定めることとし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人
- (4) 座長 1人

- 2 会長は静岡県交通基盤部都市局地域交通課長とする。

- 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 4 監事及び座長は会長が指名する。ただし、会長、副会長、監事及び座長は兼任することができない。

- 5 副会長は、国土交通省中部運輸局静岡運輸支局首席運輸企画専門官とする。

- 6 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 7 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

- 8 座長は、協議会の議長となる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年以内で会長が定めることとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告し、会長の承認を受けることにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。
- 5 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合については、非公開で行うことができる。

(書面開催)

第8条 会長は、軽微な事案又は緊急を要する場合においては、書面により全委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 前項に規定する場合においては、前条第3項の規定にかかわらず、委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項に規定する議決を行った場合、会長はその結果を書面又は次回の会議において全委員に報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 協議会は、次の各号に掲げる市町が設置する道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議又は活性化再生法第6条に規定する協議会を分科会とし、公共交通利用者の意見を聴取することができる。

- (1) 沼津市
- (2) 熱海市
- (3) 三島市
- (4) 伊東市
- (5) 下田市
- (6) 伊豆市
- (7) 伊豆の国市
- (8) 東伊豆町
- (9) 河津町
- (10) 南伊豆町
- (11) 松崎町
- (12) 西伊豆町
- (13) 函南町

- 2 前項に定めるもののほか、協議会の分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、静岡県交通基盤部都市局地域交通課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、第10条第1項に掲げる市町及び静岡県からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(財務)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規約の改正)

第15条 この規約は、協議会の議決を経て改正することができる。ただし、軽微な内容の改正については、会長が決定することができる。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約（平成27年3月26日施行）及び東伊豆・中伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約（平成29年4月14日施行）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年5月29日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	構成	委員
活性化再生法第6条第2項 第1号の委員	静岡県	交通基盤部都市局地域交通課長
	沼津市	まちづくり政策課長
	熱海市	まちづくり課長
	三島市	都市計画課長
	伊東市	都市計画課長
	下田市	建設課長
	伊豆市	地域づくり課長
	伊豆の国市	協働まちづくり課長
	東伊豆町	企画調整課長
	河津町	企画調整課長
	南伊豆町	企画課長
	松崎町	企画観光課長
	西伊豆町	まちづくり戦略課長
	函南町	地域安全課長
活性化再生法第6条第2項 第2号の委員	株式会社東海バス	専務取締役
	伊豆箱根バス株式会社	常務取締役
	富士急シティバス株式会社	常務取締役管理部長
	伊豆急行株式会社	取締役執行役員事業統括部長
	伊豆箱根鉄道株式会社	執行役員鉄道部長
	東日本旅客鉄道株式会社	企画総務部企画部長
	一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー	事務局長
	静岡県下田土木事務所	次長兼企画検査課長
	静岡県熱海土木事務所	次長兼企画検査課長
	静岡県沼津土木事務所	次長
	中部地方整備局沼津河川国道事務所	計画課長
活性化再生法第6条第2項 第3号の委員	一般社団法人静岡県バス協会	専務理事
	商業組合静岡県タクシー協会	専務理事
	公益社団法人静岡県観光協会	専務理事
	静岡県警沼津警察署	交通課長
	静岡県警熱海警察署	交通課長
	静岡県警三島警察署	交通課長
	静岡県警伊東警察署	交通課長
	静岡県警伊豆中央警察署	交通課長
	静岡県警下田警察署	交通課長
	中部運輸局静岡運輸支局	首席運輸企画専門官
	静岡県交通基盤部都市局	都市計画課長
	静岡県東部地域局	伊豆観光局長
	静岡県東部地域局	地域課長
	静岡県賀茂地域局	次長兼地域課長
	利用者	分科会での意見をこれに充てる
	学識経験者	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系 松尾幸二郎准教授